

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

リベンジ消費

今月から緊急事態宣言等が全面解除され、段階的に経済活動の制限が緩和されるため、外出自粛などで抑制していた消費意欲が爆発的に高まることが期待されている。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/4(月)	大安	臨時国会召集、岸田内閣発足
5(火)	赤口	ノーベル各賞の発表始まる
6(水)	先負	旧暦9月1日
7(木)	仏滅	
8(金)	大安	寒露
9(土)	赤口	世界郵便デー
10(日)	先勝	日の愛護デー

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/27(月)	30,240 ▼ 9	110.77 ▼0.30
28(火)	30,184 ▼ 56	111.24 ▼0.47
29(水)	29,544 ▼640	111.29 ▼0.05
30(木)	29,453 ▼ 91	111.87 ▼0.58
10/1(金)	28,771 ▼682	111.26 △0.51

10月から実施される主な制度等(税制以外)

◎地域別最低賃金の改定……令和3年度の地域別最低賃金は、すべての地域で28円以上(28~32円)の引上げとなり、改定額の全国加重平均額は930円となります。各都道府県における発効日(10月1日~8日)から雇用形態等に関係なく原則、すべての労働者に適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で確認しましょう。

◎日本郵便の配達サービス等の見直し……郵便法の改正等により、普通扱いとする郵便物・ゆうメールの配達について、①土曜日の配達を休止、②配達日数を段階的に1日程度繰り下げます(ゆうパック、レターパック、速達、書留などの取扱いは変更なし)。その他、速達料金の引下げや、配達日指定郵便の料金区分変更などが実施されます。

◎健康保険証の本人直接交付……健康保険証の交付は、保険者(協会けんぽや各健康保険組合)から事業主に送付した上で、事業主から被保険者(従業員)に交付することになっていますが、改正により保険者が支障なしと認める場合は、保険者から被保険者本人に直接交付することが可能になりました。

◎自動車検査における法定手数料の引上げ……自動車検査(車検)の際に支払う法定手数料について、技術情報管理手数料(1台あたり一律400円)が追加されます。

◎携帯電話のSIMロック原則禁止……携帯電話会社が販売する端末を他社回線で使えないようにする「SIMロック」について、10月以降に発売される端末から原則禁止となります。

◎新内閣発足……自民党の岸田文雄総裁が第100代内閣総理大臣に選出され、新内閣が発足します。

■この記事の詳細は、情報BOX201537

平均給与は2年連続で減少し433万円

国税庁が公表した「令和2年分民間給与実態統計調査」によると、1年を通じて勤務した給与所得者は5245万人(平均年齢46.8歳、平均勤続年数12.4年)で、その平均給与は前年比0.8%減の433万円(男性532万円、女性293万円)となり、2年連続で減少しました。

給与階級別分布をみると、300万円超400万円以下が913万人(構成比17.4%)で最も多く、次いで200万円超300万円以下の814万人(同15.5%)となっており、400万円以下の給与所得者が全体の55.1%を占める2892万人でした。なお、1千万円超の給与所得者は241万人で全体の4.6%となっています。

★★★ 10月のチェックポイント ★★★

※新型コロナの緊急事態宣言などが全面解除され新たな段階を迎えました。事業者はリバウンド防止措置を取りつつ営業計画を作成します。

※年末の資金需要と資金繰りを確認し、コロナ関連の公的融資を含め金融機関に相談します。

※健保・厚年の「算定基礎届」に基づく新標準報酬月額で、原則10月支給給与から天引きします。

※普通郵便等の土曜配達休止や、速達料金の引下げなどが実施となります。詳細を確認し関係部署への周知や切手の準備をします。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年10月から実施される主な制度等（税制以外）

◆令和3年度地域別最低賃金

・令和3年度地域別最低賃金の改定額は、47都道府県のうち、40都道府県が28円、4県（青森・山形・鳥取・佐賀）が29円、2県（秋田・大分）が30円、1県（島根）が32円の引上げとなり、全国加重平均額は930円（前年度比28円の引上げ）となりました。

・改定額の最高額は東京の1,041円で、次いで神奈川の1,040円、大阪の992円と続きます。

・改定額の発効日は各都道府県で異なり、令和3年10月1日～8日までの間に発効されます。

・地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態に関係なく各都道府県内の事業場で働くすべての労働者に適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で必ず確認します。

※精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方や、試の使用期間中の方などについては、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に個別に最低賃金の減額の特例が認められます。

◆日本郵便におけるサービス見直し

郵便法の改正等により、日本郵便におけるサービスが以下のように見直されます。

①普通扱いとする郵便物およびゆうメールの土曜日配達を休止する。

②普通扱いとする郵便物・ゆうメールのお届け日数を1日程度繰り下げる（段階的に実施）。

※ゆうパック、ゆうパケット、クリックポスト、レターパックプラス、レターパックライト、速達、レタックス、書留、簡易書留などは土曜・日曜・休日も配達し、お届け日数に変更はありません。

③郵便の速達料金を1割程度引き下げる。

④普通扱いとする郵便物の土曜日の配達休止に伴い、配達日指定料金区分を変更する。

⑤郵便区内特別郵便物について、配達側の地域区分局への差し出しを可能とする。

◆健康保険証の本人直接交付

・健康保険制度における被保険者証等は、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられていますが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年10月1日に施行され、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となります。

・「保険者が支障がないと認めるとき」とは、事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付事務の実現可能性や、関係者（保険者・事業主・被保険者）間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況が想定されています。

◆自動車検査における法定手数料の引上げ

・自動車（二輪車及び大型特殊自動車を除く）の検査の際に支払う法定手数料に、独立行政法人自動車技術総合機構の技術情報管理手数料として、1台あたり一律400円が追加されます。

・技術情報管理手数料は、令和6年10月から自動車検査において、衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の故障に対応するための電子的な検査（OBD検査）を開始することに伴い、令和3年10月から自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場や整備工場が利用する情報システムを運用する費用として追加するものです。

◆SIMロックの原則禁止

総務省が策定する「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」（令和3年8月10日改正）の規定により、携帯電話会社が販売するスマートフォンなどの端末に他社のSIMを挿入すると通信ができなくなる「SIMロック」の設定が、令和3年10月1日以降に発売される端末から原則禁止となります。

◆新内閣発足

令和3年10月4日に衆参両院本会議の内閣総理大臣指名選挙（首班指名）で、自民党の岸田文雄総裁が第100代内閣総理大臣に選出されたことに伴い、新内閣が発足します。

◆Windows11のリリース

・マイクロソフト社はWindows10の後継バージョンにあたる新たなOS「Windows11」を令和3年10月5日に正式リリースします。

・Windows10からWindows11に無償でアップグレードすることが可能ですが、一定のシステム要件を満たす場合に限られます。

※Windows10は令和7年（2025年）10月14日までサポート予定。